

**不登校に関する児童生徒支援 令和5年度支援施策(案)****1 校内フリースクールの整備(拡充)**

空き教室等を活用し、生徒の相談や教育指導を行う専任職員を配置した校内FSを設置。

中学校及び義務教育学校後期課程では、既に校内FSを実施する谷田部中学校を除いた16校に、小学校及び義務教育学校前期課程では、校内FSの試行的実施として不登校児童が多い学校6校程度に、設置を予定する。

専任職員として、会計年度任用職員を1名ずつ配置。週5日、1日6時間勤務、長期休業期間勤務なしを想定。経験豊富な退職教職員の任用を想定。実施に当たり、谷田部中学校の校内FSのノウハウを生かした研修を実施。

**2 スクールカウンセラー(SC)の配置(拡充)**

現在、市で勤務するSCは、週1日、1日7時間勤務を1人分として、県任用者14人分、市任用者7人分、合計21人分である。市内全小・中・義務教育学校で相談業務に従事しているが、教育相談は増加傾向にあり、相談の予約が取りにくい現状がある。この状況を打開するため、SCを増員する。

増員の理想想定を、以下のとおりとし、令和7年度までに、市で勤務するSCを、現在の21人分から56人分(1人分:週1日、1日7時間勤務)まで増員することを目指す。

- ▶ 大規模義務教育学校 各校3人分(R5:2校)
- ▶ 上記以外の義務教育学校 各校2人分(R5:2校)
- ▶ 小学校及び中学校 各校1人分(R5:44校、R6:46校)

令和5年度は、12人分増員し、合計33人分の配置とする。

**3 スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置(拡充)**

現在、市で勤務するSSWは、週2日、1日6時間勤務を1人分として、市任用者8人分である。市内全小・中・義務教育学校で相談業務や家庭訪問等を行っているが、より充実した生活相談やアウトリーチを行うため、SSWを増員する。

増員の理想想定を、1学園に1人分の配置とし、令和6年度までに、現在の8人分から18人分(1人分:週2日、1日6時間勤務)まで増員することを目指す。

令和5年度は、9人分増員し、合計17人分の配置とする。(令和6年度は、(仮称)みどりの南中学校区分を1人分増員予定。)

#### **4 教育相談センターの教育相談員の配置（拡充）**

教育相談センターでは、現在、教育相談を担当する教育相談員が8人、つくしの広場を担当する教育相談員が2人、合計10人が勤務している。教育相談は、年々は増加傾向にあり、相談の予約が取りにくい現状がある。また、つくしの広場では、入級者が増加傾向にあり、対応する人員の確保が課題である。これらの状況を打開するため、教育相談員を増員する。

教育相談担当の教育相談員を2人増員し10人に、つくしの広場担当の教育相談員を1人増員し3人にする。

#### **5 民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への支援（新規）**

不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所の提供を行うフリースクール等民間施設の活動を支援するため、民間施設運営者に対して、児童生徒の支援体制整備及び運営に係る経費を支援し、もって児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。

経費の支援については、1日当たりの利用児童生徒数と施設開設日数などに応じて行い、さらに、その他必要に応じて加算できるようにする仕組みについて検討中である。

#### **6 不登校児童生徒の保護者への補助（新規）**

不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際に生じる保護者の経済的負担を支援し、もって児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。

補助対象経費は、不登校児童生徒支援施設を利用する際の利用料等、不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際に生じる経費とする。補助金額は、不登校児童生徒1人につき上限額を定め、生じた経費分を支給する。

#### **7 公設の不登校児童生徒支援施設（継続）**

児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の一つとして、公設の不登校児童生徒支援施設を引き続き運営する。

#### **8 家庭にいる児童生徒への支援（拡充）**

各学校での授業配信や茨城県が単元毎に配信するオンライン授業「いばらきオンラインスタディ」の活用とともに、自宅でも個に合った学習ができるよう市独自のICT教材「チャレンジングスタディ」をリニューアル等の支援策を構築していく。